

国立研究開発法人の労働契約法特例（無期転換期間10年）適用者のうち2023年3月末時点で雇い止めの可能性がある者

所管省庁名	法人名	①常勤職員の数 (2022年1月1日)		②非常勤職員の数 (2022年1月1日)		⑥②のうち科技イノベーション強化法等特例適用者で2023年3月31日時点で10年となる者(注6)		うち労働契約で契約通算期間の上限を10年以内としている者		⑦⑥の者の契約更新についての方針(注5)	雇い止めの危険がある研究者が全職員に占める割合	雇い止めの危険がある研究者雇用上限が附されている者の割合
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
文部科学省	物質・材料研究機構	479	121	494	499	7	1	7	1	一定の要件に基づき、無期転換の事前審査により承認された者が無期雇用へ転換する場合、契約更新が可能。	0.5%	100.0%
文部科学省	防災科学技術研究所	99	52	141	109	8	1	8	1	原則雇用契約書の定めのとおり雇用契約終了となる。ただし、研究業績等を踏まえ所定の審査を合格した者は無期雇用職員として採用する制度を設けている。	2.2%	100.0%
文部科学省	量子科学技術研究開発機構	679	135	410	513	0	0	0	0	⑥の該当者なし	0.0%	-
文部科学省	科学技術振興機構	445	271	464	253	0	3	0	3	対象となる者の参加する事業には10年を超えるものが無いため、契約更新については、機構の規定に基づいて実施し、規定を超えた契約更新は実施しない。基礎研究及びその他の各事業に従事する研究者等で、当該特例の適用者として別途規定する者については、10年を超えない期間で、かつ、担当事業やプロジェクトの終了までを雇用期間上限としている。	0.2%	100.0%
文部科学省	理化学研究所	680	659	1,900	1,610	281	355	222	74	任期制職員等の有期雇用職員は、その従事するプロジェクトに応じて雇用年限を決定するものとしており、最長で事務系職員は5年間、研究系職員は10年間という雇用上限を各就業規程等により定めている。ただし、研究所の研究力の維持・発展の観点からは、国家的・社会的ニーズの高い研究を推進するために、プロジェクトの改廃等の都度、最適な人材を結集させ、人材の流動性を一定程度確保していくことが必要と考えていることから、一定の条件を満たす場合には、無期雇用を可能とするものとしている。	13.1%	46.5%
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	1,271	313	119	152	0	0	0	0	⑥の該当者なし	0.0%	-
文部科学省	海洋研究開発機構	477	262	173	113	1	0	1	0	・プロジェクトによる採用で契約期間を超えた更新は予定していない。	0.1%	100.0%
文部科学省	日本原子力研究開発機構	2,799	433	160	505	0	0	0	0	⑥の該当者なし	0.0%	-
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	82	32	82	212	0	0	0	0	-	0.0%	-
厚生労働省	国立がん研究センター	1,054	1,695	244	974	1	1	1	1	任用更新審査委員会について審議をした上で、契約更新の判断を行う。	0.1%	100.0%
厚生労働省	国立循環器病研究センター	356	792	207	430	6	37	6	37	研究プロジェクト終了による退職であり、雇用継続しない方針。	2.4%	100.0%
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	363	461	165	454	1	9	1	9	公募したうえで採用となれば契約更新となる	0.7%	100.0%
厚生労働省	国立国際医療研究センター	747	1,488	185	609	2	5	0	0	センターの運営状況、本人の勤務状況等を踏まえて更新の可能性あり	0.2%	0.0%
厚生労働省	国立成育医療研究センター	377	962	74	420	5	15	2	6	センターの運営状況、本人の希望及び勤務成績により更新	1.1%	40.0%
厚生労働省	国立長寿医療研究センター	220	360	101	363	4	43	0	0	公募したうえで採用となれば契約更新となる 別途、無期転換権発生に係る雇用更新申請書が必要となる	4.5%	0.0%
環境省	国立環境研究所	231	63	208	468	10	26	9	25	契約書における有期契約期間に関する合意は有効と考えている。労働契約法18条の規定等に適合する場合、契約職員が申し込むことにより、無期労働契約に	3.7%	94.4%
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	2,551	746	317	1,381	11	34	0	0	契約更新の可否を検討し、更新可能と判断した場合において、本人が希望したときには、無期雇用とする。	0.9%	0.0%
農林水産省	国際農林水産業研究センター	152	26	23	120	2	9	0	0	同上	3.4%	0.0%
農林水産省	森林研究・整備機構	949	216	106	315	1	3	0	0	同上	0.3%	0.0%
農林水産省	水産研究・教育機構	920	189	74	391	0	0	0	0	同上	0.0%	-
内閣府	日本医療研究開発機構	71	26	67	140	0	0	0	0	特例適用者はいない	0.0%	-
総務省	情報通信研究機構	366	85	553	277	46	13	46	13	契約通算期間が10年を超える雇用契約を締結又は更新することはできない。ただし、契約通算期間10年を超えることとなる雇用契約の締結又は更新を行う必要がある場合において、事前に理事長の承認を得て、雇用契約を締結又は更新することが可能。	4.6%	100.0%
国土交通省	土木研究所	369	57	41	104	0	0	0	0	該当なし	0.0%	-
国土交通省	建築研究所	79	15	6	50	0	0	0	0	該当なし	0.0%	-
国土交通省	海上・港湾・航空技術研究所	306	50	99	106	0	0	0	0	該当なし	0.0%	-
経済産業省	産業技術総合研究所	2,080	483	960	1,259	139	310	139	310	雇用契約は事業年度を越えない範囲で締結し、契約更新については本人の能力、業務量、予算等を考慮して適正に判断している。	9.4%	100.0%
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	569	157	32	3	0	0	0	0	-	0.0%	-
合計		18,771	10,149	7,405	11,830	525	865	442	480		2.9%	66.3%

※ 網掛けは特定国立研究開発法人

注5) 当該法人の方針を文書で記載して下さい。長くなってもかまいません。テキストファイルを別添してもらってもかまいません。

注6) 科学技術イノベーション活性化法第15条の2の特例等対象者で、今後も切れ目無く契約更新をしていき2023年3月31日で雇用契約が有効だとすると、2023年3月31日時点の雇用契約を更新した場合、契約通算期間が10年を超える者  
なお、2022年1月1日現在または現時点で有効な雇用契約において既に契約通算期間が10年超となっているものは除いて下さい。

国立研究開発法人の職員数

	常勤	非常勤	研究者で雇い止めの危険性がある者	(全職員に占める割合)
男性	18,771	7,405	525	2.0%
女性	10,149	11,830	865	3.9%
計	28,920	19,235	1,390	2.9%

全職員数のうち2022年3月末で雇い止めの危険性がある者が占める割合の高い(5%以上)法人

	常勤	非常勤	職員数計	非常勤割合	研究者で雇い止めの危険性がある者	(全職員に占める割合)
理化学研究所	1,339	3,510	4,849	72%	636	13.1%
産業技術総合研究所	2,563	2,219	4,782	46%	449	9.4%